

商品概要説明書

マイカーローン（一般型A）

（2025年4月1日現在）

商品名	マイカーローン（一般型A）
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満76歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方。ただし、新卒内定者で、入社月の6ヵ月前以降に借入申込みいただく場合を除く。 ○生活の本拠が定まっている方（農業以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から3か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）は除きます。 ①自動車・バイク・自転車・電動車いす（中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金（建設費が100万円以内のものとします。）。 ⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。
借入金額	○1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○15年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の経過期間を15年から差し引いた期間とします。
借入利率	○【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関（福岡県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括前払・分割後払のいずれかよりご選択いただけます。

	①一括前払 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（例：金利 1.80%の場合）】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>3 年</td><td>5 年</td><td>7 年</td><td>10 年</td><td>15 年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>3,796</td><td>10,868</td><td>18,020</td><td>25,263</td><td>36,281</td><td>55,054</td></tr></table> ②分割後払 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.70%です。	お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	15 年	保証料（円）	3,796	10,868	18,020	25,263	36,281	55,054
お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	15 年									
保証料（円）	3,796	10,868	18,020	25,263	36,281	55,054									
団体信用生命共済	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。なお、お借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td>団体信用生命共済名</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0. 3 %</td></tr></table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0. 3 %										
団体信用生命共済名	加算利率														
団体信用生命共済（特約なし）	年 0. 3 %														
9 大疾病補償保険	○団体信用生命共済のご加入に加えて、ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 6 %														
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の、事務手数料（消費税等含む。）は無料です。														
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または総務部リスク管理課(電話：0 9 2－9 2 4－1 3 1 1)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総務部リスク管理課または J A バンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館 （電話：0 9 2－7 9 1－1 8 4 0） 北九州法律相談センター （電話：0 9 3－5 6 1－0 3 6 0） 久留米法律相談センター （電話：0 9 4 2－3 0－0 1 4 4）														
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。														

J A 筑紫